

令和5年度県立大師高等学校 不祥事ゼロプログラム

県立大師高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的にして、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

大師高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長・教頭及び事務長がこれを補佐する。また、不祥事ゼロプログラムに係る担当総括教諭をはじめとする総括教諭は、校長及び副校長・教頭を補佐し、事務長を補助する。

2 目標及び行動計画（別紙参照）

3 検証及び評価

（1）年度途中の検証及び評価

2に規定する行動計画について、相応な時期に実施状況を確認し、評価を行う。未実施の場合には必要な補完措置を講じる。

（2）年度末における全体評価

年度途中の検証、およびそれに基づいて実施した補完措置や行動計画の修正などについて、実施状況を確認し、実施した行動等の最終検証と全体評価を行う。実施時期は、令和6年3月中旬とする。

（3）プログラム実施の総括

最終検証および全体評価を踏まえ、令和5年度不祥事ゼロプログラムの総括を行う。

（4）次年度計画の策定

令和5年度不祥事ゼロプログラムの総括をもとに、新たな目標設定を行い、令和6年度不祥事ゼロプログラムを策定する。

4 実施結果

3の（3）のプログラム実施の総括を踏まえ、「実施結果」をとりまとめ、学校ホームページ等で公開する。

5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的な手続きについては、不祥事防止会議がこれを行う。

* 目標及び行動計画

① 生徒に対するわいせつ、セクハラ行為の防止

目標	社会通念や相手の存在を常に念頭におき、信頼できる大人の一人として、自らの言動を振り返り適切な支援・指導を行う。	
	行動計画	検証結果
	<p>○全ての教職員が性的ハラスメントの定義や、その行為が生徒の尊厳を傷つけ、学校生活や学習環境に深刻な影響を与えるということを知り、教育活動を行う。</p> <p>○生徒への指導や相談を受ける際は、他の教員と一緒に対応し、密室で生徒と二人きりにならないようにする等、ハラスメントが起きる環境を作らないよう行動する。</p>	

② 体罰、不適切な指導の防止

目標	生徒一人ひとりの特性を教員相互が理解し、生徒が置かれた状況の冷静かつ的確な判断に基づく適切な指導・支援を行う。	
	行動計画	検証結果
	<p>○職員相互のコミュニケーションや外部諸機関との連携を通じて、生徒理解を深め適切な指導・支援方法について職員間で確認する。</p> <p>○生徒が置かれている状況が個々に異なっていることを常に意識し、職員相互で指導内容を確認の上、適切な指導・支援にあたる。</p>	

③ 職場のハラスメントの防止

目標	相互の立場を尊重しながら、職場全体でパワハラ、セクハラ、モラハラを看過しない環境づくりをさらに進めていく。	
	行動計画	検証結果
	<p>○ハラスメント防止指針を全職員で理解し、不祥事防止研修や職員啓発資料を活用し、未然にハラスメントを防止する。</p> <p>○教職員が一人で悩み等を抱え込むことのないように相談のしやすい職場環境とする。</p>	

④ 情報共有・業務協力を重視した業務執行体制の確保

目標	何を共有化し、どこを協力しなければならないかを明確にした上で、効率的かつ効果的なチェック体制を組織的に構築していく。	
	行動計画	検証結果
	<p>○現状のチェック体制を見直し、効率的に行われているかを確認する。無駄な作業であると判断したらすぐに変更を行うとともに、出来なかつたらすぐに新しい計画を立てて行動を起こす。</p> <p>○チェック体制には、締め切りを決めてから、日程を考慮して計画的に実行する。</p>	

⑤ 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策

目標	自らが有するすべての情報について、何があり、それをどのように管理しなければならないのかという視点を常に持ちながら、セキュリティ対策を進めていく。	
	行動計画	検証結果
	<ul style="list-style-type: none"> ○職務上知り得た個人情報等の整理・管理を徹底し、漏洩を防止しながら適切に取り扱う。 ○セキュリティの重要性を常に意識しつつ、その対策を具体的に進めるための施策を講じる。 	

⑥ 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱に係る事故防止

目標	各種業務マニュアルにある絶対に疎かにできないポイントを教職員相互が共有化し、定められた手順どおりに業務を進め、些細なミスから防止していく。	
	行動計画	検証結果
	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的に扱っている情報が高度な個人情報であることを改めて自覚し、誤りの許されない業務であることへの理解を徹底する。 ○複数の担当者による照合において誤りがあることを前提とした確認を実施するとともに、ヒヤリハット事例を共有する。 	

⑦ 財務事務等の適正執行

目標	私費会計の執行については定められた基準に必ず従うとともに、ICT機器を利活用し業務の効率化を進める。	
	行動計画	検証結果
	<ul style="list-style-type: none"> ○今年度より会計基準の変更がいくつかあるため、基本的な会計ルールを意識しながら執行することに努める。 ○ICT 機器を利活用し、データ管理を徹底しながら業務をスムーズに行うことを心掛ける。 	

⑧ 校務外非行防止も含めた法令遵守意識の向上

目標	教育公務員として、服務規律の正しい理解や各種関係法令の遵守に基づき、自らの行動を顧みて律していく。	
	行動計画	検証結果
	<ul style="list-style-type: none"> ○職員一人ひとりが、教員である前に社会人として自らの言動に合理的な説明責任を負うことを自覚し、行動していく。 ○教育公務員に課せられた義務への知識と理解をより一層深めることで、法令遵守の意識を向上させていく。 	